

# 公 募

次のとおり近畿中国森林管理局が実施する災害復旧調査業務に係る委託対象者を公募します。

## 記

### 1 件名

令和7年度 災害復旧調査業務委託対象者の公募

### 2 目的

本公募は、大規模災害発生時における山地災害、施設災害等の災害復旧調査業務の委託対象者を予め選定しておき、災害発生時に復旧調査契約を迅速に締結することにより、災害の早期復旧に資することを目的とする。

### 3 参加資格

本公募への参加者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条に規定する特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における令和5・6年度に係る一般競争参加資格の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)。
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成21年4月1日から令和6年3月31までの間に元請けとして完成・引渡しが完了したいずれかの業務の実績(以下「同種業務」という。)を有すること。

同種業務は次のとおり。

- ・林地荒廃、治山施設に係る災害：治山事業に係る測量設計業務
- ・林道施設に係る災害：林道事業に係る測量設計業務

なお、当該実績が森林管理局長等(林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。)が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知)第4の3に規定する業務成績評定表の業務成績評定点(以下「業務成績評定点」という。)が60点未満のものを除く。

- (6) 近畿中国森林管理局長が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、令和3年度から令和5年度に完成・引渡しした業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が60点以上であること。
- (7) 本公募に参加しようとする時に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成26年12月4日付け林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本公募に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 近畿中国森林管理局管内に本店、支店、営業所(以下「事務所」という。)のいずれかを有し、緊急的な対応が可能であること。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間 令和7年2月19日から令和7年3月17日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

(2) 時 間 平日の9時から16時(12時から13時までを除く)

(3) 交付場所 近畿中国森林管理局 経理課 企画係及び近畿中国森林管理局ホームページ

#### 5 公募資料の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和7年2月19日から令和7年3月17日まで

(2) 提出場所 6の照会窓口

(3) 提出方法 持参又は書留郵便により、(1)の提出期限内に必着のこと。

#### 6 照会窓口

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75

近畿中国森林管理局 治山課 災害対策分析官

TEL(IP) 050-3160-6761

令和7年2月19日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏